

新庄市告示第80号

令和2年度新庄市若者海外体験促進事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年4月15日

新庄市長 山尾 順 紀

令和2年度新庄市若者海外体験促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の国際意識の醸成を図り、グローバル人材の育成に結びつけるとともに、海外との相互交流を促進するため、山形県内でパスポートを取得した若者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、パスポートとは、旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第1項第2号に定める一般旅券のうち、同法第5条第1項及び同項ただし書の規定により発行される一般旅券をいう。

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助金の交付申請時において本市に住所を有し、本事業による補助金の交付を受けていない者で、市税等を滞納していない者のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるパスポートを所持している者とする。

- (1) 平成3年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 令和2年4月1日から令和3年2月28日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポート
- (2) 平成2年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 令和2年3月1日から令和2年3月31日までに発行され、山形県内の旅券取扱窓口で交付を受けたパスポート

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定にかかわらず、

令和2年度新庄市若者海外体験促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和3年3月19日までに市長に提出しなければならない。

- (1) パスポートの写し（顔写真記載のページ及び発行官庁記載のページ）
- (2) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付の決定等）

第6条 市長は、前条の規定により補助金の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することを適当と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の決定に際して必要があるときは条件を付することができる。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、令和2年度新庄市若者海外体験促進事業費補助金交付請求書（様式第2号）により補助金の請求をするものとする。

（実績報告）

第7条 規則第9条に規定する実績報告書は、前条第2項の規定による請求書をもってこれに代えるものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。
- (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。